

## 西原村工事契約事務取扱要領の一部改正について

## 1 概要

本村が発注する公共工事の入札及び契約の適正化を推進するため、令和4年3月見直しの中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限価格の計算式を改正する。

## 2 内容

## 【 改正前 】

- (1) 建築一式工事、電気工事、管工事その他建築一式工事に付帯又は類する工事予定価格の 100 分の 85
- (2) 土木一式工事、舗装工事、しゅんせつ工事その他土木一式工事に付帯又は類する工事予定価格の 100 分の 80



## 【 改正後 】

・直接工事費	×0.97	} 合計額
・共通仮設費	×0.90	
・現場管理費	×0.90	
・一般管理費	×0.68	

< 設定範囲 >

予定価格の 7.5/10 ~ 9.2/10

## 3 適用日

令和4年10月1日以降に指名競争の入札通知又は一般競争の入札公告を行うものについて適用する。